

改正

昭和50年4月本部訓令第9号  
平成6年12月本部訓令第24号  
平成9年3月本部訓令第2号  
平成12年3月本部訓令第9号  
平成12年6月本部訓令第14号  
平成12年8月本部訓令第17号  
平成13年3月本部訓令第6号  
平成15年11月本部訓令第28号  
平成21年3月本部訓令第4号  
平成22年3月本部訓令第4号  
平成30年3月本部訓令第7号  
令和2年3月30日本部訓令第12号  
令和3年3月29日本部訓令第15号  
令和4年3月24日本部訓令第8号

青森県警察秘密文書取扱規程

青森県警察秘密文書取扱規程（昭和30年7月青森県警察本部訓令甲第10号）の全部を改正する訓令を次のように定める。

（目的）

第1条 この規程は、青森県警察における秘密文書の取扱いに関し必要な事項を定め、もって秘密の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、青森県警察公文書管理規程（平成26年3月青森県警察本部訓令第5号）に定めるところによる。

（秘密を守る義務）

第3条 秘密文書の内容を知り得た者は、職務上これを取扱う者以外の者に漏らしてはならない。

（秘密文書取扱責任者）

第4条 各所属に秘密文書取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、所属長をもって充てる。

2 取扱責任者は、所属における秘密文書の取扱いの責に任ずる。

（秘密文書取扱担当者）

第5条 各所属に秘密文書取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置き、次長等をもって充てる。

2 取扱担当者は、取扱責任者の命を受け、取扱責任者の取り扱う秘密文書についてこの規程の定めるところによる取扱いが確保されるため必要な事務を行うものとする。

（秘密文書の受付）

第6条 秘密文書の受付は、取扱担当者が行う。

2 取扱担当者は、秘密文書を受け付けたときは、名宛人又は名宛人が指名した者に交付するものとする。

3 秘密文書は、名宛人又は名宛人が指名した者でなければ開封してはならない。

4 秘密文書の交付を受けた者は、秘密文書管理簿への登載等を行うものとする。

5 秘密文書の交付を受けた者は、直ちに受領証に必要事項を記載して発送者に返送しなければならない。この場合において、受領証に用いる字句は、当該秘密文書の内容を示すことのないように注意し、その返送は、秘密文書以外の行政文書の発送と同様の方法によるものとする。

（秘密文書の起案）

第7条 秘密文書に係る起案文書の作成には、青森県警察本部処務規程（昭和38年4月青森県警察本部訓令甲第8号）に定める起案用紙（第6号様式）又は青森県警察署処務規程（昭和33年9月青森

県警察本部訓令甲第30号)に定める起案用紙(様式第8)を用いるものとする。

(秘密文書の決裁及び発送等の方法)

第8条 秘密文書の決裁及び発送等の方法については、別に定めるところにより行うものとする。

(取扱い上の注意)

第9条 秘密文書の取扱いに際しては、次の各号に掲げる事項に留意し、秘密保全について細心の注意を払わなければならない。

- (1) 秘密文書を机の上に放置したり、又は鍵のない引出し若しくは書類箱に入れたまま席をはずさないこと。
  - (2) 秘密文書を開いたまま他人と談話したり、又は他人に手渡したりしないこと。
  - (3) 秘密文書について職務上これを取扱う者以外の者にその内容を知られないようにすること。
- (他の行政機関から收受した秘密文書等の取扱い)

第10条 他の行政機関から收受した行政文書であって、その取扱いに慎重を期する必要がある行政文書であると思料される表示があるものについては、当該行政機関における秘密保全のための取扱いを尊重し、この規定に定める秘密文書の取扱いに準じて取り扱わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和48年5月7日から施行する。
- 2 改正前の青森県警察秘密文書取扱規程(以下「旧規程」という。)の規定に基づき指定された機密文書および極秘文書は、それぞれこの規程の規定に基づき指定された極秘文書とみなす。
- 3 旧規程の規定に基づき指定された秘文書および部外秘文書は、それぞれこの規程の規定に基づき指定された秘文書とみなす。
- 4 前項の規定により秘文書とみなされた部外秘文書の取扱いについては、当分の間なお従前の例による。

附 則(平成15年本部訓令第28号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成21年本部訓令第4号)

(施行期日)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年本部訓令第4号抄)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年本部訓令第7号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日本部訓令第12号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、第1条の改正規定による改正前の青森県警察秘密文書取扱規程の規定に基づき指定された秘密文書については、第2条の改正規定による改正後の青森県警察公文書管理規程(以下「改正後の管理規程」という。)の規定に基づき指定された秘密文書とみなし、令和3年3月31日までの間に秘密期間の定めその他の改正後の管理規程に定められた措置を講ずるものとする。

附 則(令和3年3月29日本部訓令第15号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日本部訓令第8号)

この訓令は、令和4年3月24日から施行する。